第35条

広域連携

広域化する行政課題に対して、近隣及びその 他の市町村、県や国との連携について規定し ています。

多様化する行政需要や、広域化する行政課 題など、本市だけでは解決できない問題に対 応するため、近隣や県内だけでなく、県外の 市町村や栃木県、国と協力し、適切な役割分 担の下に、連携・協力することが重要です。

国際交流について規定しています。 市町村や県 第 7 章 っでは、 国との連携、 近 隣及び 国内交流 その 他 0)

今月の 国内交流、 ポイント 国際交流

条例の見直し_

第 8 あげます。 今回 章条例 は、 第 0) 実効性の 77章 連 機及び交流 0) 確保を取

問い合わせ先 総合政策課 **☎**(4)5550

第36条

国内交流

広域連携に留まらず、歴史や文化などを共 有する他市町村との国内交流を規定してい ます。

災害等の緊急時には、近隣市町村だけで は対応できない事態も想定されることか ら、遠距離の市町村との間で、歴史、文化 等による交流だけでなく、相互支援協定を 結ぶなど、積極的に連携・協力することが 必要です。



下野市では、香川県高松市と「歴史文化 交流協定」、「災害時における相互支援協定」 を締結し、交流を行っています。

第37条

国際交流

市民の国際交流活動に関する市の支援等を規定しています。

市民が日常生活における様々な分野での国際交流活動に 努めることを規定しています。また、市民だけでは積極的 に推進することが難しい国際交流活動については、市が支 援し、市民の国際交流活動の経験をまちづくりに活かせる よう努めます。

国際交流を身近な外交と捉えるなど、国籍や言語、文化、 生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生 社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを市民と市 が共に推進することが必要です。



第38条

自治基本条例は、市の最高規範ですが、常に社 会情勢や市民生活の変化を配慮して、状況に 自治基本条例の見直し あった見直しを行わなければなりません。

目的の達成状況や社会経済情勢に応じた検証を行い、必要に応じて見直すこと が必要です。

条例の施行後5年を越えない期間ごとに検証し、その際には市民参画を得るこ とを定めています。条例の検討に当たっては、市民参画により進めてきたことから、この条例の検証、見 直しなどを行う際も、広く市民の意見を反映させるよう、基本原則である市民参画により取り組むことと しています。

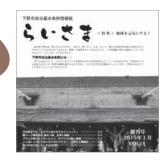
くための見直しについて規定 しています。

を実効性のあるものにして

第8章では、

自治基本条例

市内公共施設で 配付しています



■「らいさま」をご覧になりましたか?

らいさまは、地域のまちづくりを身近な事例を紹介し、自治 基本条例とのつながりを解説するなど自治基本条例の情報紙と して編集したものです。条例で規定する市民(市内に住む人+市 内に勤務する人+市内の高校・大学で学ぶ人+市内の事業者)を はじめとして、多くの方々が手に取っていただき、まちづくり について考え、行動するきっかけとなっていただければ幸いです。